

平成 25 年度 岐阜工業高等専門学校シラバス					
教科目名	建築法規	担当教員	山田重也（非常勤）		
学年学科	5年 建築学科	通年	必修	2単位(学修)	
学習・教育目標	(D-2 社会技術) 100%		JABEE 基準 1 (1) : (d)		
授業の目標と期待される効果： 建築物の設計・施工に必要な不可欠である建築基準法と関係法令について、条文の主旨・内容の理解を図ります。具体的には以下の項目を目標とする。 ①建築基準法に関わる申請等の実務的内容の理解。 ②建築物の敷地、一般構造、避難、建築設備等の規制の内容の理解。(法第2章) ③都市計画区域における建築物の敷地、用途、面積、高さ、構造等の規制の理解。(法第3章) ④その他の建築関連法規の概要の理解		成績評価の方法： 前期：中間のまとめ 100 点＋期末試験 100 点 後期：期末試験 100 点 とし、総得点率 (%) によって成績評価を行なう 達成度評価の基準： 一級建築士資格試験と同レベルの問題を試験で出題し、6割以上の正答レベルまで達していること。なお成績評価への重みは①～⑤を各20%程度とする。 ① 建築用語の定義及び確認申請業務に関する問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる ② 建築基準法における建築物の敷地に関連する規定(道路、用途地域、建蔽率、容積率、高さ等)の問題をほぼ正確(6割以上)に行なうことができる ③ 建築基準法に規定された建築物の一般構造に関する問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる ④ 建築基準法に規定された建築物の避難規定に関する問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる ⑤ その他の建築関連法規に関する問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる			
授業の進め方とアドバイス： 建築基準法関係規定に関わる幅広い知識の習得のため、主要条文について法令集を読み合わせながら、成立された社会背景、建物に求められるもの、成文化された条文の読解、具体的な規制の内容を解説します。あわせて、建築士資格試験について解説を行っていくので、十分復習し受験準備をされたい。					
教科書および参考書：基本建築関係法令集〔法令編〕平成 25 年版 井上書院発行 適宜プリントを配布					
授業の概要と予定：前期			教室外学修		
第 1 回：建築基準法の概要、目的			条文の読み方を復習する。		
第 2 回：用語の定義①			用語に関する演習を行う。		
第 3 回：用語の定義②、建築主事、設計及び工事監理			用語に関する演習を行う。		
第 4 回：適用の除外、建築確認			建築確認申請書の書き方演習を行う。		
第 5 回：建築物の検査・建築物の敷地			検査に関する演習を行う。		
第 6 回：耐火・準耐火建築物の制限			耐火制限に関する演習を行う。		
第 7 回：採光、換気			採光補正係数の計算演習を行う。		
第 8 回：中間のまとめ			—		
第 9 回：シックハウス対策			シックハウスに関する演習を行う。		
第 10 回：地階居室、界壁、便所、避雷設備、昇降機			一般構造に関する演習を行う。		
第 11 回：特殊建築物の避難①			避難施設に関する演習を行う。		
第 12 回：特殊建築物の避難②			避難施設に関する演習を行う。		
第 13 回：排煙設備、非常照明、非常出入口			避難施設に関する演習を行う。		
第 14 回：内装制限			内装制限に関する演習を行う。		
第 15 回：一般構造(床、天井、階段、防火区画)			一般構造に関する演習を行う。		
期末試験					
第 16 回：フォローアップ(期末試験の解答の解説など)					

授業の概要と予定：後期	教室外学修
第17回：都市計画区域、道路の定義	道路についての演習を行う。
第18回：敷地と道路との関係	接道についての演習を行う。
第19回：用途地域	用途地域についての演習を行う。
第20回：容積率・建ぺい率①	容積率・建ぺい率についての演習を行う。
第21回：容積率・建ぺい率②	容積率・建ぺい率についての演習を行う。
第22回：壁面後退・絶対高さ制限	絶対高さ制限についての演習を行う。
第23回：建築物の各部分の高さの制限①	高さ制限についての演習を行う。
第24回：建築物の各部分の高さの制限②	高さ制限についての演習を行う。
第25回：天空率、高度地区等	天空率についての演習を行う。
第26回：日影制限	日影規制についての演習を行う。
第27回：防火地域・準防火地域	防火・準防火地域の規制についての演習を行う。
第28回：仮使用、仮設許可、既存不適格、用途変更	用途変更についての演習を行う。
第29回：バリアフリー法、品確法	品確法についての演習を行う。
第30回：建築士法、都市計画法、消防法	その他の建築関係法令についての演習を行う。
第31回：その他の建築関係法令	その他の建築関係法令についての演習を行う。
期末試験	
第32回：フォローアップ（期末試験の解答の解説など）	